| | | | |
|---|---|---|---|
| 同法第二条第一項第五号及び第四項 | 控除限度額。 | 国税の控除限度額 | 所得税法第二条第一項第五号から第四項まで |
| | 控除限度額に防衛特別所得税に関する政令（令和八年政令第百六号）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百五十八条第五項第二号に規定する復興特別所得税控除限度額及び同号に規定する防衛特別所得税控除限度額を加算した金額。 | | |
| 地方税法施行令第七条の十九第五項及び第六項 | 国税の控除限度額 | 国税の控除限度額 | 所得税の控除限度額 |
| 地方税法施行令第四十八条の二第二項 | 並びに | 並びに | 、復興財確法第十四条の規定並びに |
| 地方税法施行令第四十八条の九の二第四項、第六項及び第七項 | 国税の控除限度額 | 国税の控除限度額 | 所得税の控除限度額 |
| 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第七十六条及び第二百四十二条 | 所得税 | 所得税 | 所得税及び防衛特別所得税 |
| 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百四十一条第二項 | 次 | 次 | は、復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、次 |
| 民事再生法第二百四十一条第二項第七号イ | 所得税、 | 所得税、 | 所得税、防衛特別所得税、復興特別所得税、 |
| 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百二十九条及び | 所得税 | 所得税 | 所得税及び防衛特別所得税 |

2　法第五条の三十一第二項の規定の適用がある場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第百二十八条 | 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百四十四条 | 徴収された所得税 | 徴収された所得税及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項（源泉徴収義務等）の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収された防衛特別所得税 |
| | | 同法第二百十五条 | 所得税法第二百十五条 |
| | | 特例） | 特例）又は特別措置法第五条の二十六第八項 |
| | | 同項 | 所得税法第二百十二条第一項又は特別措置法第五条の二十六第一項 |
| | | みなされる同法 | みなされる所得税法 |
| | 法人税法施行令第百四十条の二第一項第一号 | 対する所得税 | 対する所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税 |
| | 法人税法施行令第百四十条の二第一項第二号 | 以外の所得税 | 以外の所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税 |
| | 租税特別措置法第四十一条の十二第四項 | 徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項 | 徴収される所得税及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第一項の規定により当該所得税の徴収に併せて徴収される防衛特別所得税は、政令で定めるところにより、前項 |
| | 租税特別措置法施行令第二十六条の十第三項 | 所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税 | 所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税として当該償還を受ける時に徴収される所得税及び防衛特別所得税 |
| | | 所得税と同条第三項 | 所得税及び防衛特別所得税と同条第三項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第五条の二十六第一項及び第二項 |
| | | 所得税の額 | 所得税及び当該所得税に係る防衛特別所得税の額 |
| | 租税特別措置法施行令第二十六条の十第一項 | 所得税と控除する所得税の額 | 所得税及び防衛特別所得税と控除する所得税及び防衛特別所得税の額 |
| | | 当該所得税の額 | 当該所得税及び防衛特別所得税の額 |